

茨木市環境管理制度認証取得事業 補助制度のご案内

募集期間：令和7年4月1日(火)～令和8年3月2日(月)

※窓口にご直接お持ちください。



市では、市内の中小規模の事業者の皆さんを対象に、新たに環境管理制度（環境マネジメントシステム）を認証取得された場合、それに要した経費の一部を補助します。

環境マネジメントシステムとは、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続きなどを整備し、継続的に改善していく仕組みのことをいいます。

この機会に、皆さんも導入を検討されてみてはいかがでしょうか。皆さんの積極的な取り組みをお待ちしています。

茨 木 市

（担当：産業環境部環境政策課）

募 集 概 要

◆補助対象環境管理制度

I S O 1 4 0 0 1 K E S エコアクション21 エコステージ
(自己宣言は対象外です)

◆補助対象事業者

- ・市内に事業所（事務所）を有し、中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、この要綱に基づき、過去に補助金の交付を受けていない事業者。
- ・申請者と審査登録機関及びコンサルタント（コンサルタントとの契約がある場合のみ）との契約期間の開始日が環境管理制度の認証を取得した日から2年以内であり、かつ、審査登録機関による認証を令和6年4月1日から申請日までに新たに取得する必要があります。

※ 国、地方公共団体、公団及び独立行政法人等の公的法人が出資している法人は除きます。

※ 大企業者が当該中小企業者の発行済株式または出資金の2分の1以上を単独に所有し、または出資している場合を除きます。

◆補助金額

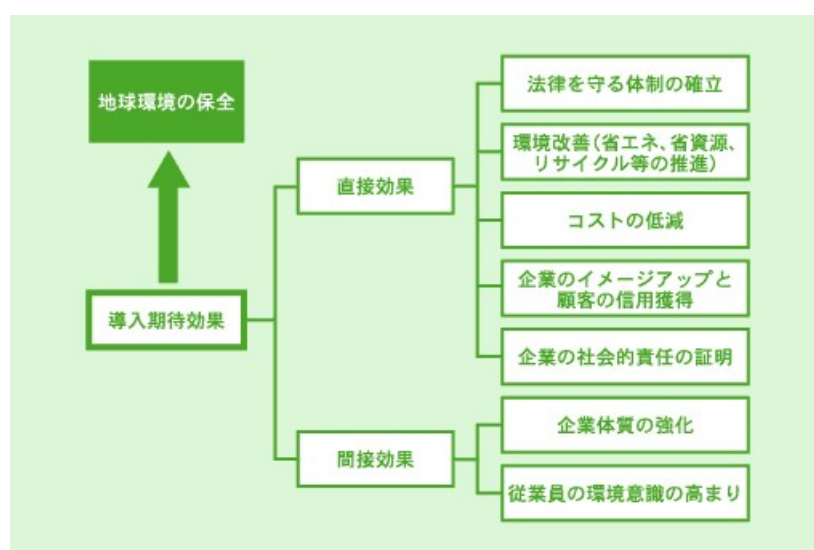
☆ I S O 1 4 0 0 1

補助対象経費に1／2を乗じて得た額。（1,000円未満の端数は切り捨て。）
500,000円を限度とします。

☆ K E S エコアクション21 エコステージ

補助対象経費に1／2を乗じて得た額。（1,000円未満の端数は切り捨て。）
200,000円を限度とします。

◆募集期間 令和7年4月1日(火)～令和8年3月2日(月)【先着順】
ただし、予算の範囲で募集を行います。



◆補助対象経費（税抜き）

- 1 審査登録機関に支払った審査登録手数料
- 2 環境管理制度の認証を取得するためにコンサルタントに支払った経費
- 3 環境管理制度の認証を取得するための従業員教育のために支払った受講料または講師謝礼金
- 4 認証取得に係る図書購入費等

※ 市外に立地する事業所と同時に認証取得しようとする場合の補助対象経費は、従業員数で按分した額とします。

(例) 取得経費 300万円
茨木市の事業所従業員数 20人
全社（同時取得の事業所）の従業員数 200人
 $300万円 \times 20 / 200 = 30万円$ （補助対象経費）
 $30万円 \times 1 / 2 = 15万円$ （補助金額）

◆応募方法

募集期間内に下記の書類を揃えて市環境政策課窓口まで直接お持ちください。

【申請書】

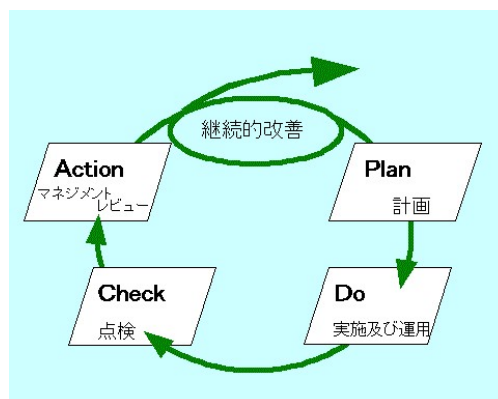
- ☐ 茨木市環境管理制度認証取得事業補助金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ☐ 1 企業概要書（様式第2号）
☐ 2 環境管理制度認証取得実績及び経費報告書（様式第3号）
☐ 3 市税完納証明書（様式第4号）
→ 申請の直近に市民税課へ請求してください。
☐ 4 認証を取得したことを証する書面の写し（登録書等）
☐ 5 補助対象経費の支出を証する書類の写し
☐ 6 審査登録機関及びコンサルタントとの契約書の写し
☐ 7 商業・法人登記事項証明書（申請日前3月以内のもの）
☐ 8 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱に基づく誓約書

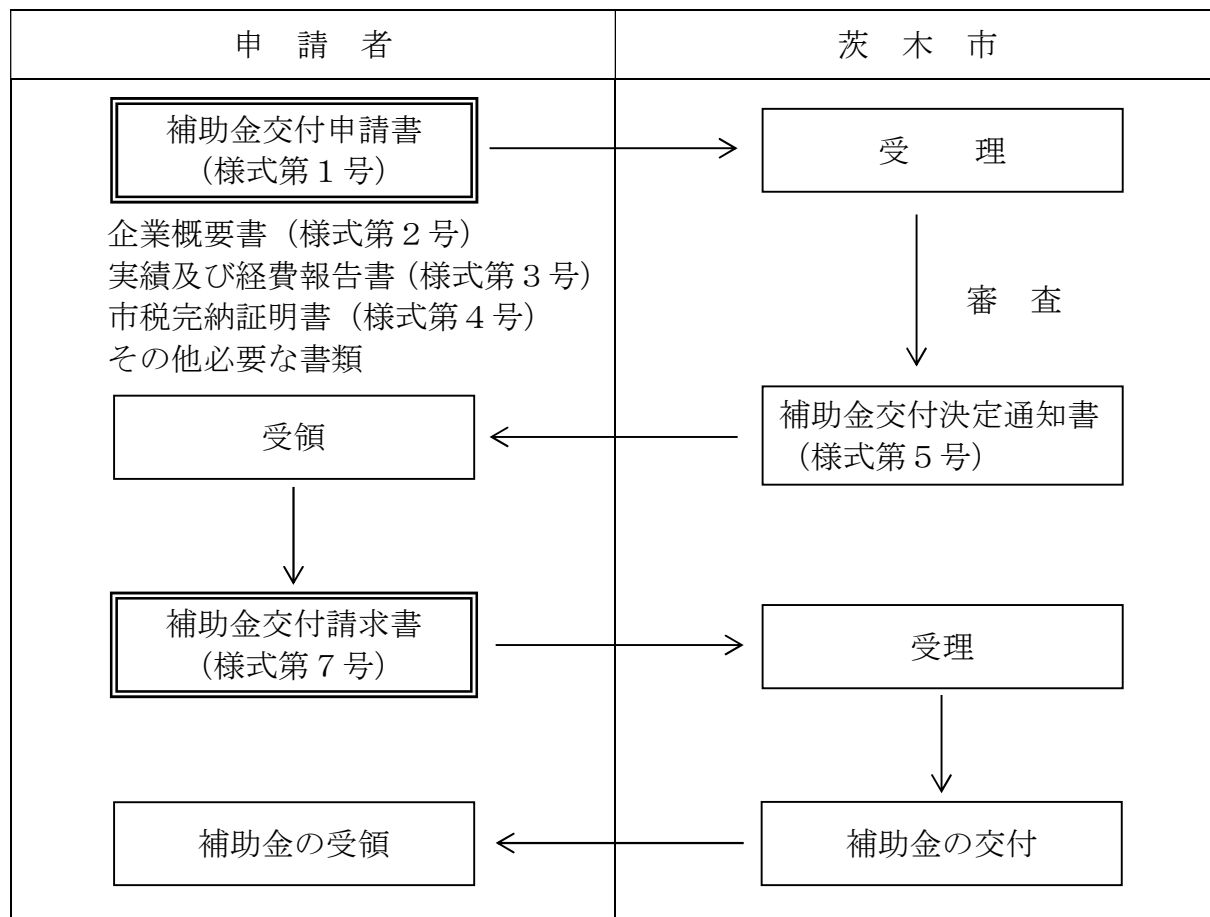
※ 場合によっては、その他の書類の提出を求めることがあります。

申請書等の様式は、市環境政策課窓口にて用意しておりますが、ホームページからもダウンロードできます。



◆申請から交付までの流れ

※二重線で囲んでいる書類は、申請者の方から市へ提出していただくものです。なお、添付していただく書類があります。（様式第7号は補助金交付通知書に同封されて届きます。）



<問合先・申込先>

茨木市 産業環境部 環境政策課

〒567-8505

茨木市駅前三丁目8番13号 本館8階

TEL：072-620-1644 FAX：072-627-0289

E-mail：kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

HP：<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/index.html>



◆茨木市では、市内の建設工事請負業者の等級別格付に反映させています

環境管理制度導入事業者には、本市の施策の推進に寄与することを目的として、入札参加資格を有する市内業者の社会的貢献度を総合的かつ適正に評価し、建設工事請負業者の等級別格付において、主観点数を加えています。

詳しくは企画財政部契約検査課までお問い合わせください。

TEL：072-620-1613

HP：<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/keiyaku/index.html>